

15.3.6
第十九号

吉安製帽工場労働争議二月十九件

第四報

内務大臣若槻禮次郎歎
社會局長官長岡隆一郎歎
東京地方裁判所検事正歎
京都大阪神奈川兵庫
愛知福岡千葉長野秋田
各府縣知事歎

警視總監太田以弘

大正十五年三月三日

勞務第四二五號

四

(別記二)

通 知 書

拝啓去ル二月二十三日附テ以テ今月二十四日ヨリ全二十六日止臨時
休業レ聖ニ十七日ヨリ始業ト付御出勤相成度旨御通申上置
候ニテ不拘御出勤無之四能業ヲ維續相成候ニ就テハ明ニ契約達
及ト被承候依テ本日又以テ解雇仕手候矣此段及御通知候
也

大正十五年二月二十七日

來京在下北豊島郡高田町高田八二六

吉井安治

來信人吉井敬幸前

受信人
集歎

「目下の處薪水に應じ難し」と言ふのがあります皆ニ陳述仰り労働組合
は政府より認可とされて居ります御了承然労働組合監査長等不文名氏を二
度近々國際労働會議に至つた事上御つて明分で云ふと願ひます其の労働
組合を不認し要求書は背板にナシ並古得ト私共がストライキを行つた事に
立つたつてあります併レ不うち私共は飽まで甚め負重し然序乱す事は從前ト云レ王是、徳井
田所氏萬志不承認の立場の處を岸とせられ御後援下さらん事を希望する次
第であります」

一九二六年三月一日

日本労働總同盟 國策合同労働組合 上高田支部
士口一久 情子工場 会員 議團